

# 青森県報

号外第二十三号

平成二十五年  
三月二十七日  
(水曜日)

目次

告示

平成二十五年度青森県一般会計予算ほか十五件の額額…… (財政廳) …… 1

## 告示

青森県報第23号 二〇二五年三月二十七日

平成二十五年二月青森県議会第百七十三回定例会の議決を経た平成二十五年度青森県一般会計予算ほか十五件の額額を、次のとおり定める。

平成二十五年三月二十七日

青森県庁 二 二 二 二 二

平成25年度青森県一般会計予算

平成25年度青森県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ699,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、125,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	県	税	114,487,720
1	県	民 税	34,024,089
2	事	業 税	14,531,951
3	地	方 消 費 税	12,953,306
4	不	動 産 取 得 税	2,284,624
5	た	ば こ 税	1,975,279
6	ゴ	ル フ 場 利 用 税	146,661
7	自	動 車 取 得 税	2,056,964
8	軽	油 引 取 税	13,960,245
9	自	動 車 税	16,927,782
10	鉦	区 税	4,526
11	固	定 資 産 税	265,577



10	監査委員	195,701	1	土木管理	3,504,346
3	民生	90,776,333	2	道橋梁	33,087,219
1	社児童	47,682,554	3	河川海岸	14,597,835
2	会董福	19,656,954	4	港灣計画	5,681,125
3	生保	8,635,061	5	都市	5,677,982
4	社保	14,784,306	6	空港	1,402,313
5	災救	17,458	7	住宅	2,272,961
4	環境保健	30,926,008	9	警察	29,675,642
1	公衆衛生	6,564,529	1	警察管理	27,137,090
2	環境衛生	5,085,167	2	警察活動	2,538,552
3	保健所	2,001,027	10	教育	141,685,813
4	医薬	6,527,207	1	教育総務	11,711,030
5	公対策	5,220,885	2	小学校	50,416,406
6	自然保護	165,557	3	中学校	30,319,710
7	自病	4,206,627	4	高等学校	33,412,437
8	大	1,155,009	5	特別支援学校	11,051,342
5	労働	7,688,029	6	社会教育	3,254,223
1	労働政	5,757,553	7	保健体育	1,520,665
2	職業訓練	1,832,688	11	災害復旧	4,489,622
3	労働委員会	97,788	1	農林水産施設災害復旧	877,054
6	農林水産	64,164,175	2	土木施設災害復旧	3,612,568
1	農業	7,570,182	12	公債	116,011,594
2	労働振興	541,359	1	公債	116,011,594
3	畜産	2,044,751	13	支出金	28,763,882
4	農地	17,111,722	1	地方消費税清算金	13,215,305
5	林業	19,077,062	2	利子割交付金	226,989
6	水産	17,819,099	3	配当割交付金	118,257
7	商工業	75,080,041	4	株式等譲渡所得割交付金	24,004
1	商工業	58,261,817	5	地方消費税交付金	13,694,479
2	観光	2,111,894	6	二儿ノ場利用税交付金	107,991
3	大規模開発	14,706,330	7	自動車取得税交付金	1,373,577
8	土木	66,223,781	8	利子割精算金	3,280

14	子 備 費	150,000
1	子 備 費	150,000
歳 出 合 計		699,500,000

第2表 継続費

款 項	事業名	総額 千円	年度	年割額 千円
-----	-----	----------	----	-----------

4	環境保健費			
3	保健所費	1,178,577	平成25年度	412,436
			平成26年度	766,141
7	商工費			
1	商工費	2,303,162	平成25年度	139,312
			平成26年度	2,163,850
8	土木費			
7	住宅費	1,179,503	平成25年度	274,881
			平成26年度	904,622

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額 千円
-----	-----	-----	---------

平成25年度青森県史刊行委託代金	平成25年度から平成26年度		17,010
青森・岩手県境不法投棄事業に係る風評被害対策給付金	平成34年度まで		3,000,000
平成25年度医師修学資金貸付	平成26年度から平成30年度まで		27,000
平成25年度看護師等修学資金貸付(看護師等養成所分)	平成26年度から平成27年度まで		13,488
平成25年度離職者等再就職訓練事業委託代金	平成26年度		34,125
平成25年度農業近代化資金の利子補給	平成26年度から平成46年度まで	利子補給対象借入資金限度額 500,000	500,000
平成25年度農業経営負担軽減支援資金の利子補給	平成26年度から平成41年度まで	利子補給対象借入資金限度額 100,000	100,000

政府資金の場合は、融通条件による。政府資金の場合、融通条件による。その場合は、知事が借入先と協議の上定める。合には7年期限変更、ができる。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法	事業	普通貸借又は債券発行	90以内
21あおもり産業総合支援センターに対する(平成25年度)設備リニュー資金の損失補償	平成27年度から平成33年度まで	損失補償限度額 220,000の50%	110,000	港湾川岸事業	1,860,000	普通貸借又は債券発行	90以内
21あおもり産業総合支援センターに対する(平成25年度)設備資金の損失補償	平成27年度から平成33年度まで	損失補償限度額 200,000の100%	200,000	河川事業	3,548,000		
21あおもり産業総合支援センターに対する(平成25年度)機械類貸与資金の損失補償	平成27年度から平成33年度まで	損失補償限度額 300,000の45%	135,000	海沿岸事業	493,000		
21あおもり産業総合支援センターに対する(平成25年度)機械類リニュー資金の損失補償	平成27年度から平成33年度まで	損失補償限度額 200,000の50%	100,000	農業農村整備事業	2,213,000		
むつ小川原工業基地企業立地促進費補助	平成25年度から平成26年度まで		500,000	災害関連事業	1,500,000		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成28年度まで		300,000	治水事業	1,899,000		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成28年度まで		300,000	都市計画事業	706,000		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成30年度まで		30,000	治山事業	730,000		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成34年度まで		2,000,000	林道事業	108,000		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成34年度まで		39,480	漁港事業	3,407,000		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成34年度まで		1,214,321に約定利子と遅延利息を加えた額	自然公園施設整備事業	21,000		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成34年度まで		600,000	道路事業	11,116,000		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成34年度まで		700,000	空港事業	51,000		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成34年度まで		72,000	公園事業	142,000		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成34年度まで		534,000	高等学校整備事業	135,000		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成34年度まで		72,000	特別支援学校整備事業	103,000		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成34年度まで		1,284,000	公営住宅建設事業	534,000		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成34年度まで		133,000	過年発生補助災害復旧事業	72,000		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成34年度まで		1,408,000	現在発生補助災害復旧事業	1,284,000		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成34年度まで		7,424	現在発生国直轄災害復旧事業	133,000		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成34年度まで		11,000	不法投棄産業廃棄物対策事業	1,408,000		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成34年度まで		16,336,000	施設整備事業	7,424		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成34年度まで		6,072	石綿健康被害救済対策事業	11,000		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成34年度まで		13,002,000	北海道新幹線鉄道整備事業	16,336,000		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成34年度まで		55,000	第三セクター等改革推進債	13,002,000		
平成一ノ関産業立地促進費補助	平成25年度から平成34年度まで			県立美術館設備改修事業	55,000		

据置期間を含め10年以内

政府資金の場合は、融通条件による。

自然災害防止事業	1,776,000			
県道等整備事業	814,000			
臨時財政対策債	48,525,000			
公有林整備事業	26,000			
地方道路整備臨時貸付金債	56,000			
計	112,071,424	/	/	/

その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。

平成25年度青森県公債費特別会計予算

平成25年度青森県公債費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ158,483,838千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項

金 額  
千円

1 繰 入 金	115,629,838
1 一般会計繰入金	115,413,838
2 基金繰入金	216,000
2 県 債	42,854,000
1 県 入 債	42,854,000
1 歳 入 合 計	158,483,838

歳 出

款 項

金 額  
千円

1 公 債 費

1 公 債 費  
歳 出 合 計

158,483,838  
158,483,838

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 千円	起債の方法	利率 %	償 還 の 方 法
一般会計借換債	42,854,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
計	42,854,000	/	/	/

平成25年度青森県医療療育センター特別会計予算

平成25年度青森県医療療育センター特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,023,705千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項目に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項目間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項

金 額  
千円

1	使用料及び手数料	1,395,547
1	1 使用料	1,395,547
2	財産収入	342
1	1 財産運用収入	342
3	繰入金	612,155
1	1 一般会計繰入金	612,155
4	繰越金	3
1	1 繰越金	3
5	諸収入	15,658
1	1 県預金利息	160
2	2 受託事業収入	5,525
3	3 雑収入	9,973
	歳入合計	2,023,705

歳出		
款	項	金額 千円
1	1 医療療育センター費	2,023,545
1	1 あすなる医療療育センター費	778,299
2	2 さわらび医療療育センター費	458,872
3	3 はまなす医療療育センター費	786,374
2	2 公債費	160
1	1 公債費	160
	歳出合計	2,023,705

平成25年度青森県港湾整備事業特別会計予算

平成25年度青森県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,145,731千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすこと

ができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入			
款	項	金額 千円	
1	1 分担金及び負担金	80,146	
1	1 負担金	80,146	
2	2 使用料及び手数料	389,226	
1	1 使用料	389,226	
3	3 国庫支出金	182,000	
1	1 国庫補助金	182,000	
4	4 財産収入	348,808	
1	1 財産売却収入	348,808	
5	5 繰入金	1,056,019	
1	1 一般会計繰入金	1,056,019	
6	6 繰越金	2	
1	1 繰越金	2	
7	7 諸収入	2,530	
1	1 県預金利息	1	
2	2 雑収入	2,529	
8	8 県債	1,087,000	
1	1 県債	1,087,000	
	歳入合計	3,145,731	
歳出			
款	項	金額 千円	
1	1 港湾整備事業費	926,968	

1	青森港整備事業費	92,307
2	八戸港整備事業費	832,216
3	七里長浜港整備事業費	966
4	大湊港整備事業費	1,479
2	公債費	2,218,763
1	公債費	2,218,763
歳出合計		3,145,731

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
港湾整備事業債	595,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	政府資金の場合は、融通条件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、更に、繰上償還又は借り年限変更、繰上償還又は借換することができる。
換債	492,000			
計	1,087,000	/	/	/

平成25年度青森県証紙特別会計予算

平成25年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,567,508千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額 千円
1	証紙管理収入	2,474,348
1	証紙取扱収入	2,474,348
2	繰入金	93,159
1	一般会計繰入金	93,159

3	繰越金	1
1	繰越金	1
歳入合計		2,567,508

歳出

款	項	金額 千円
1	証紙管理取扱費	2,567,508
1	証紙取扱費	2,567,508
歳出合計		2,567,508

平成25年度青森県管理特別会計予算

平成25年度青森県管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ204,338千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入			
款	項	金額 千円	金額 千円
1	繰越金	2	2
1	繰越金	2	2
2	諸収入	204,336	204,336
1	管理費収入	204,336	204,336
歳入合計		204,338	204,338
歳出			
款	項	金額 千円	金額 千円
1	管理費	204,338	204,338
1	管理費	204,338	204,338
歳出合計		204,338	204,338

平成25年度青森県下水道事業特別会計予算

歳 出 合 計 204,338

平成25年度青森県下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,459,181千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款 項	金 額 千円
1	分担金及び負担金	2,001,267
1	負担金	2,001,267
2	使用料及び手数料	25,976
1	使用料	25,976
3	国庫支出金	602,300
1	国庫補助金	602,300
4	繰入金	547,388
1	一般会計繰入金	547,388
5	繰越金	1
1	繰越金	1

6 諸 収 入 80,249

1 県預金利息 1

2 受託事業収入 80,248

7 県 債 202,000

1 県 債 202,000

歳 入 合 計 3,459,181

歳 出

款 項 金 額  
千円

1 下水道事業費 2,648,804

1 流域下水道事業費 972,800

2 特定環境保全公共下水道事業費 93,560

3 下水道管理費 1,582,444

2 公 債 費 810,377

1 公 債 費 810,377

歳 出 合 計 3,459,181

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	金 額 千円
平成25年度岩木川流域下水道事業工費代金	平成26年度		372,000

第3表 地方債

起債の目的	限 度 千円	起債の方法	利率 %	償 還 の 方 法
下水道事業	202,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	政府資金の場合は、融通案件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都府県に限り年限度額を超えて償還又は償換することができる。
計	202,000	/	/	/

平成25年度青森県駐車場事業特別会計予算

平成25年度青森県駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ320,101千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	1	使用料及び手数料	162,367
	1	使用料	162,367
2	繰入	繰入金	154,483
	1	一般会計繰入金	154,483
3	繰越	繰越金	1
	1	繰越金	1
4	諸収	諸収入	3,250
	1	県預金利息	1
	2	雑収入	3,249
		合計	320,101
歳出			
	款	項	金額 千円
1	1	駐車場事業費	109,223
	1	県営駐車場運営費	62,598
	2	地下駐車場運営費	46,625
2	1	公債費	167,065
	1	公債費	167,065
3		繰出金	43,813

1 一般会計繰出金  
歳出合計

43,813  
320,101

平成25年度青森県鉄道施設事業特別会計予算

平成25年度青森県鉄道施設事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,783,345千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,270,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	1	使用料及び手数料	3,689,259
	1	使用料	3,689,259
2	繰入	繰入金	1,094,084
	1	一般会計繰入金	1,016,757
	2	基金繰入金	77,327
3	繰越	繰越金	1
	1	繰越金	1
4	諸収	諸収入	1
	1	県預金利息	1
		合計	4,783,345
歳出			
	款	項	金額 千円
1	1	鉄道施設事業費	4,311,424
	1	鉄道施設整備費	126,334



款	項	金額 千円		
1	繰入金	16,393		
1	繰越金	16,393		
2	繰越金	90,114		
1	繰越金	90,114		
3	諸収入	262,456		
1	県預金利息	7		
2	貸付金元利収入	262,445		
3	雑収入	4		
4	県債	11,140		
1	県債	11,140		
1	歳入合計	380,103		
歳出				
款	項	金額 千円		
1	母子寡婦福祉資金貸付費	380,103		
1	母子寡婦福祉資金貸付費	380,103		
歳出合計		380,103		
第2表	債務負担行為			
事	項	期間	限度	金額 千円
平成25年度母子福祉資金貸付金		平成26年度から平成29年度まで		190,092
平成25年度寡婦福祉資金貸付金		平成26年度から平成28年度まで		9,552
第3表	地方債			
起債の目的	限度 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	11,140	母子及び寡婦福祉法の融資条件による。	0	母子及び寡婦福祉法の融資条件による。

計	11,140	/	/	/
平成25年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算				
による。				
(歳入歳出予算)				
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,102,469千円と定める。				
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。				
(地方債)				
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことが出来る地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。				
第1表 歳入歳出予算				
歳入				
款	項	金額 千円		
1	繰入金	9,732		
1	繰越金	9,732		
2	繰越金	420,065		
1	繰越金	420,065		
3	諸収入	2,416,672		
1	県預金利息	2,368,756		
2	貸付金利息	600		
3	雑収入	2		
4	県債	47,314		
1	県債	256,000		
4	貸付金利息	256,000		
歳入合計		3,102,469		
歳出				
款	項	金額		

1	小規模企業者等設備導入資金貸付金					千円
1	1 小規模企業者等設備導入資金貸付金					926,664
2	事務費					10,334
1	1 諸費					10,334
3	公債費					2,153,204
1	1 公債費					2,153,204
4	繰出金					12,267
1	1 一般会計繰出金					12,267
	歳出合計					3,102,469

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	256,000	普通貸借	1.30	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。
計	256,000	/	/	/

平成25年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成25年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,008千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
歳入	款	1 貸付勘定収入	60,000
		1 繰越収入	42,419
歳入	款	2 諸収入	17,581
		2 業務勘定収入	2,008

1	繰越収入			千円
2	2 諸収入			3
	歳入合計			62,008
	歳出			
	款	項	金額 千円	
1	1 貸付勘定	1 貸付勘定	60,000	
		1 貸付勘定	60,000	
2	2 業務勘定	1 業務勘定	2,008	
		1 取扱事務費	2,008	
	歳出合計			62,008

平成25年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成25年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,355千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
歳入	款	1 貸付勘定収入	130,000
		1 繰越収入	36,806
歳入	款	2 業務勘定収入	93,194
		1 繰越収入	2,355
歳入	款	3 諸収入	2,351
		3 諸収入	2,351
		合計	132,355

款	項	金額 千円
1	貸付勘定	130,000
1	沿岸漁業改善資金貸付金	130,000
2	業務勘定	2,355
1	取扱事務費	2,355
	歳出合計	132,355

平成25年度青森県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度青森県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	青森県立中央病院	
(1)	病 床 数	695床
(2)	年 間 患 者 数	537,039人
イ	入院患者数	219,107人
ロ	外来患者数	317,932人
(3)	一日平均患者数	600人
イ	入院患者数	600人
ロ	外来患者数	1,303人
(4)	建設改良	
イ	病院工事	526,282千円
ロ	資産購入	979,646千円
2	青森県立つくしが丘病院	
(1)	病 床 数	230床
(2)	年 間 患 者 数	87,890人
イ	入院患者数	61,320人
ロ	外来患者数	26,570人
(3)	一日平均患者数	168人
イ	入院患者数	168人
ロ	外来患者数	109人
(4)	建設改良	

イ 資 産 購 入 2,494千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	20,733,488千円
第1款 中央病院事業収益	18,827,053千円
第1項 医 業 収 益	1,906,435千円
第2項 医 業 外 収 益	1,838,287千円
第2款 つくしが丘病院事業収益	1,302,408千円
第1項 医 業 収 益	535,879千円
第2項 医 業 外 収 益	
支 出	20,936,420千円
第1款 中央病院事業費用	20,513,011千円
第1項 医 業 費 用	413,409千円
第2項 医 業 外 費 用	10,000千円
第3項 予 備 費 用	1,963,868千円
第2款 つくしが丘病院事業費用	1,941,342千円
第1項 医 業 費 用	21,526千円
第2項 医 業 外 費 用	1,000千円
第3項 予 備 費 用	
(資本的収入及び支出)	
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に不足する額150,000千円は損益勘定留保資金150,000千円で補てんするものとする。)	
収 入	2,408,550千円
第1款 中央病院資本的収入	1,109,001千円
第1項 負 担 金	927,000千円
第2項 企 業 債	372,549千円
第3項 補 助 金	17,638千円
第2款 つくしが丘病院資本的収入	

第1項 負担金 17,638千円

支出

第1款 中央病院資本的支出 2,558,550千円

第1項 建設改良費 1,505,928千円

第2項 企業債償還金 952,622千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金 100,000千円

第2款 つくしが丘病院資本的支出 17,638千円

第1項 建設改良費 2,494千円

第2項 企業債償還金 15,144千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 限度額 起債の方法 利率 償還の方法

県立中央病院施設整備事業及び医療器械整備事業 927,000 普通貸借又は債券発行 9.0% 以内 政府資金の場合は、融通条件による。知事が借入先と協議の上定める。合に上り年限変更、県財政の都又は借換することができる。

計 927,000 / /

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、900,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,577,896千円

(2) 交際費 294千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、7,078,272千円と定める。

平成25年度青森県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度青森県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 八戸工業用水道事業

(1) 事業量

イ 年間総給水量 114,169,840立方メートル

ロ 給水事業所数 10事業所

ハ 一日平均給水量 313,080立方メートル

2 六ヶ所工業用水道事業

(1) 事業量

イ 年間総給水量 485,450立方メートル

ロ 給水事業所数 2事業所

ハ 一日平均給水量 1,330立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 八戸工業用水道事業収益 885,274千円

第1項 営業収益 884,702千円

第2項 営業外収益 572千円

第2款 六ヶ所工業用水道事業収益 22,939千円

第1項 営業収益 22,937千円

第2項 営業外収益 2千円

支出

第1款 八戸工業用水道事業費用 764,497千円

第1項 営業費用	715,423千円
第2項 営業外費用	39,074千円
第3項 予備費	10,000千円
第2款 六ヶ所工業用水道事業費用	48,115千円
第1項 営業費用	33,958千円
第2項 営業外費用	9,157千円
第3項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額759,171千円は建設改良種立金224,927千円、損益勘定留保資金504,396千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,848千円で補てんするものとする。）。

収入

第1款 六ヶ所工業用水道事業資本的収入	25,000千円
第1項 他会計からの長期借入金	25,000千円

支出

第1款 八戸工業用水道事業資本的支出	760,886千円
第1項 建設改良費	626,827千円
第2項 企業債償還金	134,059千円
第2款 六ヶ所工業用水道事業資本的支出	23,285千円
第1項 企業債償還金	23,285千円

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項	事業名	総額 千円	年度	年割額 千円
1 八戸工業用水道事業資本的支出	1 建設改良費	913,986	平成25年度	469,542
			平成26年度	444,444
			平成25年度	6,945
			平成26年度	10,244
	取水量計取替事業費	17,189		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費

183,846千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,399千円と定める。